

第 1 章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨	1- 1
2. 計画期間	1- 1
3. 計画の対象範囲	1- 1
4. 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	1- 2
4-1 本計画策定の法的根拠	1- 2
4-2 上位計画との関係	1- 3

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、高度経済成長期の公害問題、石油ショックで顕在化した資源・エネルギー問題、バブル経済期における乱開発等による自然環境の破壊、フロンガスによるオゾン層破壊、CO₂等の温暖化ガスによる地球温暖化の問題といった変遷をたどってきた。

このような社会情勢のもと、自然環境を守り、限りある資源を有効に利用する資源循環型社会を推進する動きが市民の間に定着してきている。

本計画は、この資源循環型社会を目指す上で解決すべき課題の一つであり、市民生活に密接に関わる環境問題のテーマの一つでもある一般廃棄物*（ごみ・生活排水）の処理に関する方針を長期的・総合的視点に立って明確にするものである。

既に本市では一般廃棄物処理基本計画を策定し、様々な政策を進めてきたところであるが、平成18年度にごみ処理に関する計画部分を改定して以来5年が経過したため、あらためて社会情勢、地域の実情を見直し、本計画の改定業務を行うものである。

*：「資料7 用語集」参照、以下同じ

2. 計画期間

本計画の目標年度等は、次のとおりとする。

初年度	平成24年度
中間目標年度	平成28年度
計画目標年度	平成33年度

3. 計画の対象範囲

本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とする。なお、生活排水にはし尿及び浄化槽汚泥も含むものとする。

4. 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

4-1 本計画策定の法的根拠

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）」第6条第1項の規定に基づき策定されるものである。

「廃棄物処理法」第6条第1項

市町村は、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

ここでいう「一般廃棄物の処理に関する計画」については、旧厚生省部長通知「一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について」昭和52年環整第94号(改正平成2年環衛第22号)において次のように説明されている。

「一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について」昭和52年環整第94号

1 一般廃棄物処理計画に関すること

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(以下「一般廃棄物処理基本計画」という。)及びこれに基づき年度毎に一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定めた計画(以下「一般廃棄物処理実施計画」という。)とすること。
- (2) 市町村はごみ及び生活排水(し尿、生活雑排水及び浄化槽汚泥等をいう。以下同じ。)の処理について、一般廃棄物処理基本計画を策定すること。

一般廃棄物処理計画の体系を図1-1-1に示す。

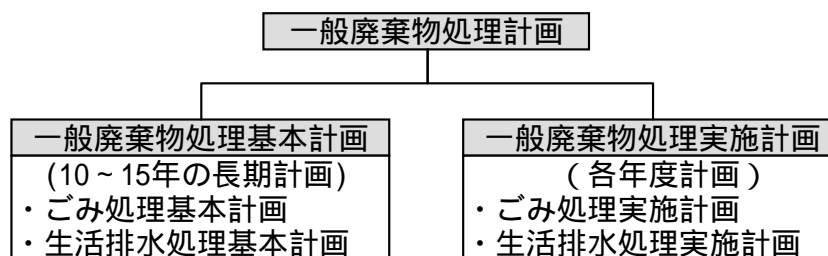


図1-1-1 一般廃棄物処理計画の体系

4-2 上位計画との関係

本市のまちづくりの基本となる最上位計画に磐田市総合計画がある。総合計画では、本市が抱える様々な課題に対し、目指すべき将来像とその実現に向けた長期的な展望が示されている。

その課題の一つである環境問題に関して、総合計画を補完する計画として磐田市環境基本計画がある。環境基本計画では、本市が目指すべき望ましい環境像を設定し、それを実現するための環境目標や取り組みの方向、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むべき事項、地域の環境や開発事業に対する環境配慮が示されている。

環境基本計画において、資源循環型社会の構築に関する取り組みや水質浄化など水環境保全に関する取り組みなど、一般廃棄物対策を担う個別計画として本計画が位置付けられている。

本計画と上位計画との関係を図 1-1-2 に示す。

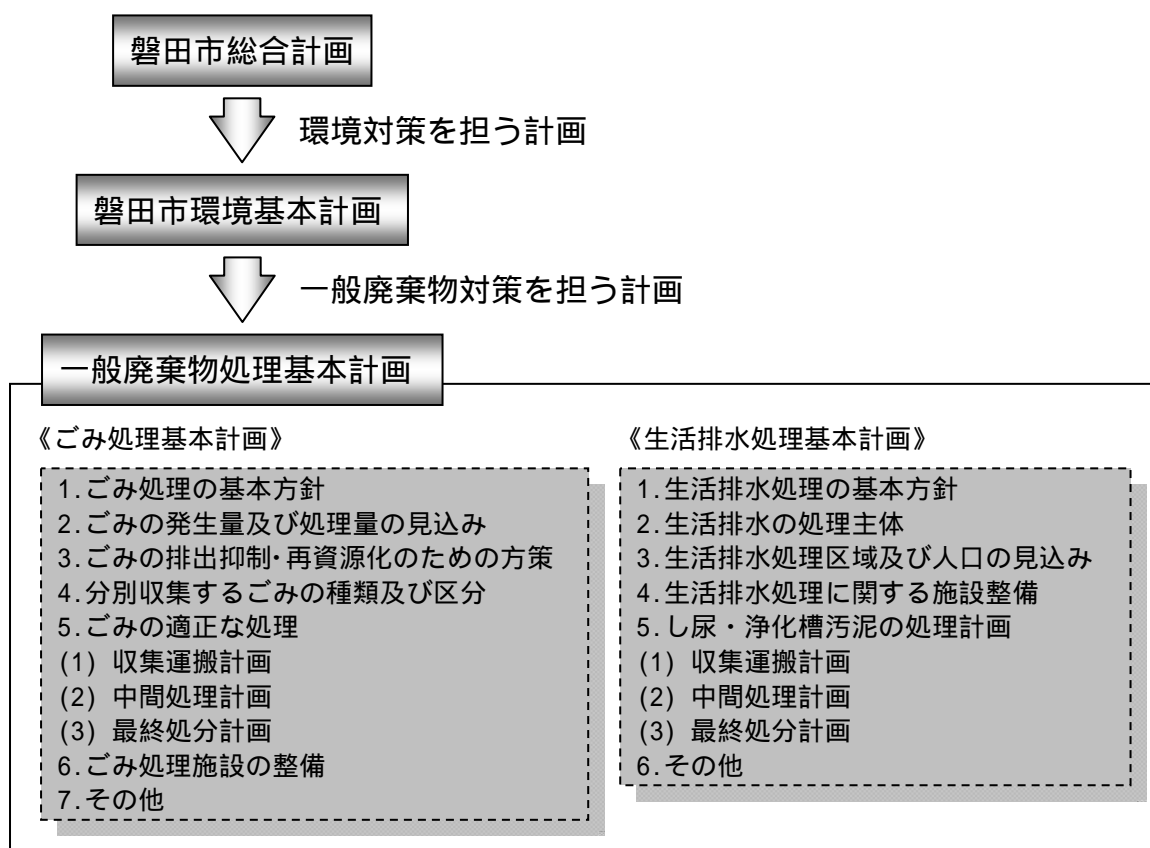


図 1-1-2 本計画と上位計画との関係